



島根県報

平成20年3月31日(月)
号外第71号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(薬事衛生課)

公布された条例等のあらまし

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則(規則第47号)

1 規則の概要

- (1) 理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の改正に伴う関係様式の廃止
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和47年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」、「。以下「施行規則」という。」及び「。以下「指定規則」という。」を削る。

第2条から第23条までを次のように改める。

第2条から第23条まで 削除

第30条中「、政令、施行規則、指定規則」を削る。

様式第1号から様式第19号までを次のように改める。

様式第1号から様式第19号まで 削除

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和47年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」、「。以下「施行規則」という。」及び「。以下「指定規則」という。」を削る。

第2条から第23条までを次のように改める。

第2条から第23条まで 削除

第30条中「、政令、施行規則、指定規則」を削る。

様式第1号から様式第19号までを次のように改める。

様式第1号から様式第19号まで 削除

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。